

# 大村市政だより

■昭和33年4月22日第三種郵便物認可 ■毎月3回1日・10日・20日発行  
■発行所 大村市役所 ■印刷所 つじ印刷所 ■定価 1部 5円

## 新年の名刺交換会

恒例の名刺交換会をつぎのとおり行ないます。参加を希望される方は会費 200円をそえて11月30日までに大村市役所庶務課へ申し込みください  
日時 昭和39年1月1日 午前11時  
場所 大村市中央公民館(庶務課)

# 監査公表

## 大村市監査公表第2号

地方自治法第199条第3項の規定による定期監査及び同条第6項の規定による補助団体の監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和38年10月25日

大村市監査委員 林田 安彦

同 三島 恵吉

- (1)監査の種類 補助団体に対する監査及び定期監査
- (2)監査の時期 昭和38年7月4日、5日、17日から19日まで
- (3)監査の対象
  - 学校法人向陽学園(7月4日)
  - 大村商工会議所( " 5日)
  - 三城保育所( " 17日)
  - 中央保育所( " )
  - 池田保育所( " 18日)
  - 敬老院( " )
- (4)監査の結果

### ■学校法人向陽学園

本学園は私立学校法に基づき設立され、学校教育法による高等学校及び幼稚園を設置するとともに私立学校法才二十六条の規定による事業を営営している。本市はこれに対し、昭和三十七年度向陽高等学校設備整備費補助として十五万円を交付している。監査に当たっては三十七年度収支決算書、現金出納簿その他の会計帳簿書類等を照合し

該補助金の適実な収入並びに用途を認めた。市当局としては補助金の交付について次の諸点に留意せられたい。

1 交付時期は三十七年度末となつて

いるが、予算は年度当初に成立をしており、補助金の効果的使用を図るためにも、交付の時期を再検討すること。

2 申請書の内容から前記目的をもつて交

付されたものと推定するものであるが、交付指令が発せられていないので、必ずしも補助目的、条件等を明記した指令書を発して交付すること。

### ■大村商工会議所

本会議所は商工会議所法に基づき、営利を目的とせず、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて

社会一般の福祉の増進に資し、もつて我が国の商工業の発展に寄与することを目的として設立されているものである。昭和三十七年度事業計画は国の金融引締政策が引き続き三十七年度も行われる様相を呈しており、大市な緩和は期待されず、経済成長は緩慢となりつつあり消費面もやや退潮気味で戒慎の要があるからかかる状況下に対応しつつ、工業の誘致、商業界の近代化の進展、育成強化を目的として商店街の整列化を図り郷土の躍進を高揚する方針のもとにその大綱が定められている。本会議所に対して交付された補助金の種別は別表に示すとおりである

監査に当たつては、三十七年度の決算書、元帳その他の会計諸帳簿書類等について照合したが該補助金等の収支状況はおおむね良好と認められた

一般事業費(中小企業相談所費を含む)の支出額は三百四十六万五千八百四十三円で市の補助金の占めている割合は七・二%、会館建設事業費の支出額は三百九十九万六千九百七十四円で市の補助金の占める割合は二十一・九%となっている。

なお、共通事項としては、市当局における補助後の結果の確認措置に関する認識がうすいことであり、特に補助金の交付指令に当たつては、補助

### (別表)

1	商工会議所事業費補助	200.000円
2	中小企業相談所運営費補助	50.000円
3	商工会議所会館建設事業費補助	875.000円
4	新入所従業員大会開催費補助	5.000円

表1 保育所別職員配置状況

区分	所長	主任係母	係母	計
三城保育所	福祉事務 所長兼務	1人	3人	4人
中央保育所	1	1	3	4
池田保育所	1	1	3	4

表2 入所児童状況(保育所別)

保育所別	性別	昭和38年6月末現在						備考
		2才	3才	4才	5才	6才	計	
池田保育所	男	4	8	6	10	3	31	
	女	6	3	9	10	1	29	
	計	10	11	15	20	4	60	
中央保育所	男	5	20	11	2	1	39	
	女	7	8	6	0	0	21	
	計	12	28	17	2	1	60	
三城保育所	男	3	6	16	6	0	31	
	女	7	10	6	6	0	29	
	計	10	16	22	12	0	60	

表3 保育所措置費現年分納入状況

区分	年度別	調定額	収入済額	収入未済額	収入比
37年度		770,205円	765,355円	4,850円	99.4%
	38年度	302,190	221,730	80,460	73.4

注 昭和38年度は38年6月末現在

表4 保育所措置費週年度分納入状況

区分	年度別	調定額	収入済額	不納入額	収入未済額	収入比
37年度		68,550円	15,400円	2,600円	50,550円	22.5%
	38年度	68,275	3,500	-	64,775	5.1

表5 各種団体等からの金品の寄贈状況(保育所別)

保育所別	年度別	金 銭	物 品		備 考
			件数	相当金額	
池田保育所	37年度	0円	5件	5,750円	
	38年度	-	-	-	
中央保育所	37年度	0	23	27,430	
	38年度	-	-	-	
三城保育所	37年度	0	32	8,782	
	38年度	-	10	900	

注 昭和38年度は38年6月末現在

1 概要  
 本保育所は児童福祉法に基づき児童福祉施設と

2 保育所(三城、中央、池田)  
 として設けられ、児童福祉を推進する一環として保育に欠ける児童を心身と

3 措置費について  
 入所児童状況は、昭和三十八年六月末現在、保育所別、年令別に示せば表2のとおりとなっております。

4 のとおりとなつておる。現在( )の納入状況は表3、

5 保育所措置費については、昭和三十七年度及び三十八年度(三十八年六月末現在)の納入状況は表3、

6 措置費の滞納分については、時効の完成したものは調書を作成し、決裁後欠損処分をして、個人別の滞納状況が明らかでないもので納期限を経過したものについては、市税の例により滞納カードを作成し

収容者の状況

(昭和38年6月末現在)

性別	収容者年令別				計	市外居住者	経費負担区分		
	60~69歳	70~79歳	80歳以上	計			公費	自己負担	計
男	2	7	2	11	11	0	9	2	11
女	3	10	5	18	14	4	10	8	18
計	5	17	7	29	25	4	19	10	29

4 各種団体等からの金品  
 欠損処分に至るまでの経過を個人別に記録し、適実な資料により欠損処分を行うこと。  
 (3) 措置費について、保育料、徴収金とその名称が区で事務処理上、はん雑であるので少くとも会計処理上の名称の統一をはかること

の寄贈状況は表5のとおりとなつてゐるが、寄附された物品(備品)について台帳への受入整理がなされてゐないものがあつたので留意されたい。  
 5 施設の管理等について  
 (1) 施設については、おおむね良好な管理がなされてゐたが、中央及び池田保育所にそれぞれ一ヶ所雨もりがあり、又消火器について消火液の有効期限が過ぎたものがあつた(池田保育所)ので善処せられたい。  
 (2) 文書の整理状況はおおむね良好であつたが、文書を数年度分まとめて編てつしてあつたが年度区分の表示がしてないものがあつたので留意されたい。

敬老院

概要

本院は昭和二十九年四月生活保護法に基づく養老施設として開設され、

事業費負担区分並びに用途 (昭和37年度)

負担区分	用途
市費負担額(含む)	食糧費 902649円
池田町費負担額	光熱水費 44660
自己負担額	消耗品費 109632
-	扶助費 104700
-	その他 156548
計	計 1,318,189

老衰のため独立して日常生活を営むことのできない要保護者を収容して、生活扶助を行う目的を有し、院長以下六名(院長事務員一名、寮母一名、看護婦一名、ほう炊員一名、嘱託医一名)により当該事業の運営がなされてゐる。  
 事務処理の状況はおおむね良好と認められた。  
 2 収容者の状況について  
 収容者の状況は表6のとおりで二十九名(定員

各種団体等からの金品の寄贈状況 (昭和37及38年度)

区分	金	銭	金品	備考
37年度	27件	38,346円	40件	
38年度	-	-	3	

注 昭和38年度は38年6月末現在

三十名)が収容されており、当市在住者二十五名市外より委託者四名よりなつてゐる。  
 3 事業費負担区分並びに用途について  
 (1) 負担区分について  
 昭和三十七年度負担区分は表7のとおりで、市負担額(国、県の負担を含む)百二十二万三千八十円、他市町村負担額十三万一千六百七十円自己負担額六万三千四百六十四円となつてゐる。

(2) 用途について  
 昭和三十七年度事業費の用途については、総額百三十一万八千八百八十九円のうち食糧費が九十万二千六百四十九円で、大半を占めており、表7のとおりとなつてゐる。

4 各種団体等からの金品寄贈状況は表8に示す

とおりとなつており、金銭については出納簿を備え、院長名義の郵便貯金にして保管してあつたが、これの用途については寄附に際し条件が附されたものを除き、当然市の予算より支出すべきものと思料されるものがあつたので執行の関連を十分考慮して使用されたい

■ たばこは市内で買ひましょう。  
 ■ 人は右 車は左  
 横断歩道を通りましょう。  
 ■ 公明選挙でよい政治

交通制限

県道大村鹿島線舗装新設工事のため、つぎのとおり交通を制限します。  
 ▽場所 西大村小学校前

▽期限

昭和三十八年十二月二十五日まで

▽種別

諸車交通止

今月の納税

今月は市民税の第3期分と国民健康保険税の11月分を納める月です。

市民のみなさん、忘れずに早めに納めてください。

おしらせ おしらせ

投票日にサイレン吹鳴

造林用苗木の予約受付

本年も造林の時期が近くなりました。造林用の苗木の申込みと造林計画を受け付けますので、造林地の字地番を調べて、苗木一本当り二円以上の予約金とともに申し込みください。

▼十一月二十五日 午前九時より十二時まで 萱瀬

出張所▼竹松、大村、西

出張所▼十一月二十六日 午前九時より十一時まで 三浦出張所▼十一月二十日 午後一時より三時まで 鈴田出張所▼十一月二十七日 午前九時より十一時まで 松原出張所▼十一月二十七日 午後一時より三時まで 福重

きたる十一月二十一日は衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。投票時間は午前七時から午後八時までとなっております。ふだん着や仕事着のままでも結構ですから、一人もれなく正しい投票をいたしましょう。

投票の注意

▽入場券を必ず持参して投票所には必ず入場券を持参してください。

入場券をなくした人は投票所の受付へ申し出てください。再交付いたしません。

▽字が書けない人は字を知らない人やケガを

して字を書くことができない人は投票所で申し出て下さい。代理投票をすることができません。投票の秘密は絶対にまも

大村地区の方は十一月二十八日までで森林組合事務所へ申し込みください

(農林課)

第一回の大村市民短歌大会を開きます

▷期日 11月24日 午後1時より

▷場所 中央公民館 講座室

▷作品 雑誌二首 官製はがきを用いて住所と氏名を明記してください。

▷締切 11月15日まで

▷送り先 大村市玖島郷コロニー協会大村歌話会事務所

▷会費 50円

▷賞品 特選10名に授与

▷選者 鈴木忠次氏 (教育委員会)

11月21日

午前七時(投票開始)に一分間 火災とまちがわれないようお願いいたします

土地・家屋を公売

市税滞納により差押えたりません。投票の秘密はかたく保障されておりますから安心して正しい投票をいたしましょう。

られています。どの候補者に投票したかという事は絶対にわかりません。投票の秘密はかたく保障されておりますから安心して正しい投票をいたしましょう。

(選挙管理委員会)

(駅前選挙啓発の塔)



- △日時 十一月二十日 午前十時
  - △場所 市税務課
  - △公売方法 一般競争入札
  - △公売保証金 見積価格の百分の十
  - △代金納付期限 十一月二十七日 午前十一時
  - △農地の公売については、
- ① 黒丸郷深町三百六十番五 田六畝十一歩
  - ② 黒丸郷深町三百六十番六 田七畝六歩
  - ③ 黒丸郷深町三百六十番七 田六畝九歩
  - ④ 今富郷冷泉八十三番 田一反二畝二十四歩
  - ⑤ 諏訪郷権現山千七百二十九番 田四畝四歩
  - ⑥ 矢上郷深山百十五番 畑四畝二十三歩外二歩畦畔
  - ⑦ 四の郷平石谷百一番 田四畝五歩
  - ⑧ 黒丸郷高崎百三十八番 田六畝十二歩
  - ⑨ 黒丸郷高原町二百三十四番 田六畝二十四歩
  - ⑩ 平小川郷千七百四十四番 家屋番号同郷九十四番の三
  - ⑪ 木造草葺平家建居宅一棟 建坪十六坪九合
  - ⑫ 並松郷三百七十七番一 三百七十八番二 家屋番号同郷百七十九番三 木造瓦葺平家住家一棟 建坪十八坪八合一勺 付属木造杉皮葺平家建炊事場一棟 建坪七坪二合六勺 (税務課)
  - ⑬ 徳泉川内郷上徳泉八百五十九番 田一反十一歩
  - ⑭ 徳泉川内郷足形七百二十番 山林二反四畝歩
  - ⑮ 玖島郷本小路五十八番の十宅地六十九坪一合五勺
  - ⑯ 中里郷寺の前百五十番三 田六畝二十歩
  - ⑰ 四番の一 田三畝十三歩 内三歩草生地
  - ⑱ 黒丸郷高崎百三十八番 田六畝十二歩
  - ⑲ 黒丸郷高原町二百三十四番 田六畝二十四歩
  - ⑳ 平小川郷千七百四十四番 家屋番号同郷九十四番の三
  - ㉑ 木造草葺平家建居宅一棟 建坪十六坪九合
  - ㉒ 並松郷三百七十七番一 三百七十八番二 家屋番号同郷百七十九番三 木造瓦葺平家住家一棟 建坪十八坪八合一勺 付属木造杉皮葺平家建炊事場一棟 建坪七坪二合六勺 (税務課)